

## 岐阜県ライフル射撃協会役員・会員倫理規程

### 目 的

第1条 この規定は、岐阜県ライフル射撃協会(以下「本会」という)の役員及び会員(以下「役・会員」という。)の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する一般県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、これをもって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (役・会員の範囲)

第2条 ①この規定において、役員とは、本会の会則第12章第1条に規定する会長・副会長・理事長・副理事長・理事・監事・事務局をいう。

②会員とは、本会会則第5章第1条に規定する正会員・普通会員・準会員・高等学校等をいう。ただし、未成年者の会員にあつては、その保護者もこの規程を適用する。

第3条 役・会員は本会会則第2章第1条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務の公正かつ誠実に履行しなければならない。

### (役・会員の遵守事項)

第4条 ①役・会員は、暴力、セクシャルハラスメントおよびドーピング等薬物乱用等の行為を絶対に行ってはならない。

②役・会員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

③役・会員は日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。

④役・会員は補助金・助成金等の経理処理に関し本会の会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはいけない。

⑤役・会員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任のある行動を取らなければならない。

### (倫理担当委員会)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本会常任理事会の所掌事項とする。

### (役・会員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 ①役・会員に、この規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、管理責任者(理事長)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員がこの規定に違反する行為が、

あったと認められる場合においては、会長は常任理事会(倫理委員会)の意見を徴収し

たうえで、厳正に会則第12章第18条に基づき必要な措置を取るものとする。

②前項の全員に関わる対処は、会則第10章第12条に基づき厳正に取り扱うものとする。

③未成年の会員の保護者がこの規程に違反する行為を認められる場合は同様の措置を取り措置の対象はその会員とする。

#### 附則

この規定は、令和5年4月2日より施行する